

学校法人佐野日本大学学園 佐野短期大学と栃木県立栃木農業高等学校との  
連携教育に関する協定書

学校法人佐野日本大学学園佐野短期大学（以下「甲」という）と栃木県立栃木農業高等学校（以下「乙」という）とは、相互の立場を尊重し、次のとおり連携教育活動に関する協定を締結する。

（連携教育内容）

第1条 連携教育の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙の生徒に対する甲が行う講座（授業）の開講
- (2) 大学教育の紹介及び必要に応じた説明会等の実施
- (3) 教職員の資質向上のための相互交流
- (4) 甲が所有する施設設備、物品等の利用、貸与
- (5) その他、甲と乙が協議し、同意して実施する事項

（有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかから第4条に基づく解除の申し出のない場合、1年間更新するものとし、以後同様とする。

（協定の解除）

第3条 この協定を解除しようとする場合は、有効期間が終了する6ヶ月前までに相手方に文書で通知するものとする。

（協議）

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた事項については、その都度甲と乙で協議する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。